

# **第9章 景観重要建造物、 景観重要樹木の指定の方針**

**(法第8条第2項第3号)**

本市の良好な景観形成にとって特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物（法第 19 条第 1 項）及び景観重要樹木（法第 28 条第 1 項）に指定し、保全を図ることとし、以下の通り指定の方針を定める。

## 1) 景観重要建造物の指定の方針

本市や地域にとって良好な景観形成をする上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる建造物であり、以下のいずれかに該当するものは、所有者と協議し、同意を得たうえで「景観重要建造物」として指定する。

また、指定にあたっては、当該建造物の状態等を確認するとともに、焼津市景観審議会の意見を聴くものとする。

### <景観重要建造物の指定の方針>

- ・地域のシンボルとして、市民に親しまれている建造物
- ・地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する建造物
- ・建築学上、優れたデザインを有する建造物

ただし、法第 19 条第 3 項の規定によるもののほか、静岡県や本市の文化財保護条例の規定により指定された文化財は、指定を行わないものとする。

## 2) 景観重要樹木の指定の方針

本市や地域にとって良好な景観形成をする上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる樹木であり、以下のいずれかに該当するものは、所有者と協議し、同意を得たうえで「景観重要樹木」として指定する。

また、指定にあたっては、当該樹木の状態等を確認するとともに、焼津市景観審議会の意見を聴くものとする。

### <景観重要樹木の指定の方針>

- ・地域のシンボルとして、市民に親しまれている樹木
- ・地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する樹木
- ・美観\*上、優れた樹形を有する樹木

ただし、法第 28 条第 3 項の規定によるもののほか、静岡県や本市の文化財保護条例の規定により指定された文化財は、指定を行わないものとする。